

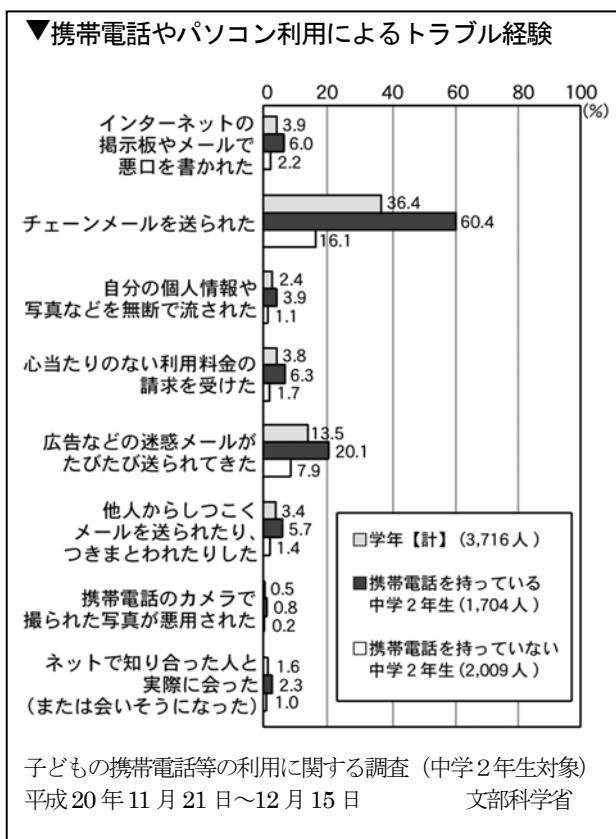
# 青少年インターネット環境整備法

## 青少年インターネット環境整備法の目的

「青少年インターネット環境整備法」とは、平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」のことを指す。

下のグラフからもわかるように、子どもたちが違法サイト(→p.15) や出会い系サイト(→p.61)などにアクセスしたり、個人情報を書き込んだりして、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険が増えている。このような社会環境から、次の3つを柱として、18歳未満の子どもを有害情報から守る目的でこの法律が定められた。

- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる。
- ② フィルタリング(→p.79)の普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する。
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取り組みを政府が支援する。



この法律により、インターネット関係事業者には、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの提供などが義務化され、保護者に対しては、18歳未満の子どもに適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなった。

## 「フィルタリング」で有害情報の閲覧を不可に

フィルタリングとは、インターネット上の子どもたちに見せたくない有害サイトを一定の基準に基づき選別し、画面に表示しないように制限する機能である。現在、提供されているフィルタリングには、次の3つの方式がある。

### ① ホワイトリスト方式

子どもにとって安全と思われるサイトのみアクセスでき、それ以外のサイトへはアクセスを制限する。

### ② ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、有害な特定カテゴリのサイトへのアクセスを制限する。

### ③ 利用時間制限

子どもが1人で夜中にアクセスできないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる。

## ◆携帯電話会社のフィルタリング機能(平成22年3月現在)

### 【NTTドコモ】

#### キッズiモードフィルタ

グラビアサイトやコミュニティサイトなどを除いたiモードメニューサイトに限り閲覧可能。

#### iモードフィルタ

出会い系サイト、違法サイトなどへのアクセスはできない。

### 【au】

#### EZ安心アクセスサービス(カスタマイズコース)

子どもの成長に合わせて、制限内容をアレンジすることができる。

#### アクセスサービス(接続先限定コース)

審査基準をクリアした公式サイトのみ閲覧が可能。

### 【ソフトバンク】

#### Yahooキッズ(主に小学生向け)

子ども向けの安全なサイトのみ閲覧可能。